

# 20歳になったら、国民年金の加入手続きを



新成人の皆さん、国民年金の手続きを忘れずに！(昨年の市成人式から)

(子のある配偶者や子)が受け取れます。

国民年金は20歳から60歳までの全ての人が加入し、保険料を納める制度です。加入の届け出や保険料の納め忘れがあると、年金を受け取れないことがあります。

## 保険料の納付が困難なときには申請を

## 老後のためだけにありません

老後のための老齢基礎年金のほか、障害基礎年金や遺族基礎年金もあります。障害基礎年金 病气やけがで、障がいが残ったときに受け取れます。

保険料の免除制度 失業などで所得が少なく、本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下るとき、保険料の納付が免除されます。免除される額は、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類です。

▼学生納付特例制度 本人の所得が一定額以下るとき、保険料の納付が猶予されます。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

▼納付猶予制度 50歳未満の人(学生を除く)で、本人と配偶者の所得が一定額以下のときに、保険料の納付が猶予されます。

## 追納制度のご利用を

保険料の免除や納付猶予を受けた期間があると、全額を納めたときに比べて、将来受け取る年金額が低くなります。10年以内であれば、後から保険料を納め、受給額を増やせます。

## 免除や猶予制度を利用せずに未納のままだと...

障がいや死亡などの不慮の事態が発生したとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがあります。忘れずに手続きをしてください。

国民年金の相談・手続きなどは、保険年金課または郡山年金事務所にお問い合わせください。

# 簡単・便利なコンビニ交付

市では、マイナンバーカードを使って、簡単・便利に証明書が取得できる、コンビニ交付サービスを行っています。

## サービスの内容

取得できる証明書の種類  
▼住民票の写し(本人または同じ世帯の人のもの)  
※住民票コード・個人番号は印刷されません。

▼印鑑登録証明書(本人のもの)  
▼戸籍全部(個人)事項証明書(本籍が本市にある人のみ)  
※事前に本籍地利用登録をすることで、本市以外に住民登録をしている人でも利用できます。

▼所得・課税(非課税)証明書(本人のもの)  
※通知カードに同封した、有効期限が「平成29年10月4日まで」の返信用封筒は、「平成31年5月31日まで」利用できます。

## マイナンバーカードのご利用を

お手元にある申請書を郵送して申請してください。詳しくは、パンフレットをご覧ください。

※通知カードに同封した、有効期限が「平成29年10月4日まで」の返信用封筒は、「平成31年5月31日まで」利用できます。

## ●利用できる主な店舗

店舗	証明書交付	本籍地利用登録
セブン・イレブン	○	○
ローソン		
ファミリーマート		
ミニストップ		
サークルK、サンクス	○	×
セーブオン		

平成29年11月末現在

# 冬の病气やけがを防止で救急車の利用は適正に

冬期は救急車の出勤が1年の中で最も多くなります。救急事故の傾向や注意点を知り、前もって対策を立てておきましょう。

## 餅による窒息事故を防ぐ3つのポイント

▼餅は小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。  
▼ゆっくりと噛んでから飲み込みましょう。  
▼乳幼児や高齢者と一緒に食事をするときは、食事の様子を見て注意を払いましょう。



## 子どもがかかりやすい感染症

風邪 急性の鼻炎、咽頭炎などの総称です。風邪により発熱したときは、ウイルスと闘っている結果なので、無理に熱を下げようとせず、苦しさを和らげる程度に冷たいタオルや保冷剤を首の周囲や脇の下、股の付け根の内側に置き、体全体の温度を下げましょう。



インフルエンザ 風邪と症状が似ています。38度以上の発熱があり、筋肉痛、頭痛、くしゃみを伴わないせきなどの

## 救急車は限りある資源

救急車や救急医療は限りある資源です。冬の病气やけがを防いで、本当に必要としている人が救急資源を利用できる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

須賀川消防署 ☎(76)3196

## (公財)福島県文化振興財団助成事業 平成30年度実施事業を募集

対象事業 4月1日(日)から平成31年3月31日(日)までに行う次の事業

▶成果発表事業、発表会などへの参加事業、文化団体への事業費、特認事業、文化財の保護事業、文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業



▶被災者文化活動支援事業(対象は東日本大震災、または原子力災害で被災した県民と文化団体)、芸術文化や伝統芸能に関する事業、伝統文化の保存・継承のための新調・修理事業

対象者 県内に住所または活動の本拠地を有する文化団体など

助成額 助成対象経費の3分の1、2分の1、3分の2以内のいずれかの額(対象事業の区分による)

申込期限 2月28日(水)  
申込方法 所定の申請書に記入の上、必要書類を添えて文化振興課に提出してください。  
※平成30年度から、募集回数が今回限りとなります。

文化振興課 ☎(88)9172

# 平成30年度市消費生活モニターを募集

## 活動内容

▼価格動向調査 野菜や豚肉など、消費生活に関連深い15品目について、市内店舗の価格動向の調査報告  
▼啓発活動 消費生活に関連する啓発活動の企画・運営

▼会議・研修会 会議(年数回)、視察研修(年1回)、すかがわ産業フェスティバルの運営・協力  
対象者 市内在住の20歳以上の(市が設置している他の公募委員に委嘱されている人、市税を滞納している人を除く)  
募集人数 20人  
任期 4月1日～平成31年3月31日(1年間)  
報酬 年額1万2000円  
応募方法 住所、氏名、電話番号、職業、生年月日、性別を記載の上、次のいずれかの方法でお申し込みください(電話申し込み可)。  
▼郵送 〒962-1860

(住所記載不要)市役所生活課宛  
▼FAX (73)4160  
▼メール seikatu@city.sukagawa.fukushima.jp  
agawa.fukushima.jp  
応募期限 1月26日(金)  
※定員になり次第締め切り  
☎生活課 ☎(88)9128



すかがわ産業フェスティバルでの啓発活動(平成29年10月22日)